

2019-5 税務・労務・法務情報

労働省への事業場開設届け出について

労働省への事業場開設届は、旧労働安全衛生基準に基づき義務付けられておりました。しかし、罰則規定がないことから、ほとんどの事業場は労働省への届け出をしていないのが現状です。弊所でもご相談を受けた際には、ペナルティー条項がないことを理由に、積極的に届け出をお勧めしていませんでした。

しかし、今回の新労働安全衛生法施行細則（DOLE Department Order 2018-198）では、事業場の開設届出義務違反について、罰則（P20,000）規定が設けられております。事業場開設届の提出をお勧めします。

（届出義務根拠法令）

労働省Occupational Safety & Health Standard

Rule 1020 Registration

（規定内容）

- ・対象者 : 全ての事業所
- ・届出期限 : 操業開始30日以内に
- ・届出内容 : 労働省様式 DOLE-BWC-IP-3 を使用（PDF添付）
 - ・事業所情報（社名・事業内容・住所・代表者・連絡先等）
 - ・雇用者数
 - ・事業所フロアレイアウト図面

（新労働安全衛生法施行細則による届出義務）

届け出義務について以下の通り規定されています。

第2条（a）雇用者の義務

労働安全衛生基準の定めによる事業場を労働雇用省へ届け出なければならない。

第12条 安全衛生プログラムの届け出

事業場は所轄労働事務所にプログラムの写しを提出しなければならない。

第17条 労働安全衛生報告

全ての雇用者は、年次医療報告書(AMR)、労働安全委員会報告書、雇用者報告書など、労働災害報告書(WAIR)、及び年間労働災害/傷害データ報告書(AEDR)を含み、これらに限定されない、安全衛生に関するすべての報告書及び通知書を DOLE に提出しなければならない。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇔日本語翻訳業務担当)